

# 返還確認票等の注意事項一覧

(学部生用)

提出書類	：	(全員) 手続き済みリレー口座の「預・貯金者控」の写し
提出方法	：	「和歌山大学 学生支援課宛」に郵送
郵送先	：	〒640-8510 和歌山市栄谷930 和歌山大学 学生支援課 宛
提出期限	：	2020年12月4日(金) 必着

## 1. 「貸与奨学金返還確認票」の印字内容を確認 (全員)

11月20日(金) まで

「貸与奨学金返還確認票」には、機構に登録されている皆さんの情報が印字されています。  
以下の内容をよく確認し、誤りや変更箇所がある場合は必ず期日までに学生支援課まで申し出てください。

奨学生番号、借入金額、奨学生本人の住所（返還誓約書または住所変更届で届けた住所）、電話番号、氏名、生年月日、貸与の状況、返還の条件、連帯保証人・保証人・本人以外の連絡先の記載事項すべて

※借入金額は、満期（2021年3月）までの借用予定総額になります。

※「人的保証」選択の方は、必ず連帯保証人・保証人にも内容を確認してもらってください。

※ 連帯保証人・保証人・連絡先を変更する場合は、「返還のてびきJP23～P25を参照してください。

※「貸与奨学金返還確認票」は、「返還のてびき」の裏表紙の内側に貼り付け、返還が完了するまで大切に保管してください。

→ てびきP.4～P.12参照

## 2. 「口座振替 (リレー口座) 加入申込書」について (全員)

12月4日(金) まで

奨学金の返還は、口座振替(引き落とし)により行います。リレー口座は、必ず全員が加入しなければなりません。  
登録後は「預・貯金者控」のコピーを12月4日(金)までに学生支援課まで提出してください。

- 手順1 3枚複写の用紙に必要事項を記入し、直接、金融機関の窓口へ持って行く。  
手順2 受付後、3枚目の「預・貯金者控」のみ返却されますので、受付印があるかを必ず確認してください。  
手順3 ②で受取った「預・貯金者控」コピーを大学へ提出してください。

※「預・貯金者控」コピー提出の際は、A4サイズに拡大するか、A4用紙に貼り付けて右上に学生番号と氏名を記入して提出してください。

※現在、奨学金が振込まれている口座と同じでも、改めて手続きが必要です。

※全額繰上返還を予定している方や、在学猶予の願出を予定している方も、全員、手続きが必要です。

※併用貸与で、貸与終了年月が同じ場合は、奨学生番号欄に第二種奨学金の奨学生番号を記入してください。

第一種奨学金に併せて入学時特別増額貸与奨学金(第二種)の貸与を受けた方は、第一種奨学金の奨学生番号を記入してください。

※共通記入欄の住所は、郵便物が確実に届く住所を記入してください。

(郵便番号、アパート・マンション名、部屋番号も正しく記入してください。)

→ てびきP.13～P.14参照

## 3. 返還の条件について

返還の条件(月賦返還、併用返還)については、変更することはできません。

## 4. 【第一種】「返還方式」を変更したい場合(希望者)

11月20日(金) まで

第一種奨学生は、定額返還方式から所得連動返還方式に変更することが可能です。

但し、機関保証制度を選択していることが条件となっています。人的保証制度を選択している方は、機関保証制度に変更する必要があります。

また、変更するには、保証料を日本国際教育支援協会に一括で支払う必要があります。

希望者は「返還確認票」を持って、学生支援課に申し出て必要書類を受け取り、期限までに書類を提出してください。

→ てびきP.16参照

## 5. 【第二種】「利率の算定方法」を変更したい場合（希望者）

11月20日（金）まで

第二種奨学生は、「利率の算定方法」を変更することが可能です。

希望者は「返還確認票」を持って、学生支援課に申し出て必要書類を受け取り、期限までに書類を提出してください。

→ てびきP.21～P.22参照

## 6. 貸与月額を変更したい場合（希望者）

11月20日（金）まで

希望者は「返還確認票」を持って、学生支援課に申し出て必要書類を受け取り、期限までに書類を提出してください。

人的保証の場合、連帯保証人・保証人の自署・実印の押印が必要です。

## 7. 人的保証から機関保証に変更したい場合（希望者）

11月20日（金）まで

希望者は「返還確認票」を持って、学生支援課に申し出て必要書類を受け取り、期限までに書類を提出してください。

変更するには、貸与始期に遡って保証料を日本国際教育支援協会に一括で支払う必要があります。

※機関保証から人的保証への変更はできません。

## 8. 「在学猶予願」または「在学届」の提出について（該当者）

引き続き本学に在学する場合で、在学している間、返還猶予を希望される方は、①「在学猶予願」または、②「在学届」のいずれかの手続きが必要です。

①「在学猶予願」はスカラネット・パーソナルを用いたシステム上での入力による手続きです。

【スカラネット・パーソナル】 [https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan/zaigaku\\_yuyo.html](https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan/zaigaku_yuyo.html)

②「在学届」は紙媒体による手続きで、提出先は学生支援課です。

※①・②どちらの手続きも差はありません。

※提出しなかった場合は、2021年10月から返還開始となります。

### ◆大学院へ進学する場合

4月に進学先の大学へ提出してください。

### ◆留年する場合

4月に学生支援課へ提出してください。在学している間は毎年4月に届け出が必要です。

→ てびきP.27～P.28参照

### ◆返還困難な事情がある場合（※申請をすれば減額返還・返還期限の猶予が認められることがあります。）

申請をすれば、「減額返還」や「返還期限猶予」が認められる場合があります。

詳細は日本学生支援機構のHP（返還が難しいとき）をご覧ください。

[https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan\\_konnan/index.html](https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan_konnan/index.html)

返還できないからといってそのままにしておくと、あなた自身が様々な不利益を被ることになります。

→ てびきP.29～P.34参照

## 9. その他

2021年3月分の奨学金は、2021年2月10日（水）に2月分と一緒に振り込まれます。

日本学生支援機構のホームページでも貸与奨学金の返還及び貸与終了時における手続きの動画が公開されていますので、利用してください。

不明な点があれば、学生支援課までご連絡ください。

学生支援課 TEL : 073-457-7110

JASSOホームページ

